

令和4年度 若者のサード・プレイス構築等業務企画提案競技実施要領

この要領は、「若者のサード・プレイス構築等業務」の受託事業者の選定に当たって実施する企画提案競技について、必要な事項を定めるものである。

1 事業の目的

近年、若者を取り巻く状況は複雑・多様化しており、社会的及び経済的に困窮する状態にあるなど、孤独・孤立化が進み、生きづらさを抱える人が増加している。

そのことは、悩みを誰にも相談しない理由として、「相談しても解決できないと思う」、「悩みをうまく人に話せない」と回答した者の割合が高いことや、居場所が少ない人ほど、困難な状態の改善経験が少なく、支援機関の利用希望がなく、支援機関を認知していない傾向にある、という、県や国の調査結果にも現れている。

県では、このような状況を踏まえ、この事業では、孤立し、困難や生きづらさを抱えた若者が、社会とのつながりの維持や再構築ができる仕組みづくりを目指し、家庭や学校、職場以外で、安心して参加し発言でき、存在を認められる場、いわゆる「サード・プレイス」と呼ばれる居場所をインターネット上に構築し、その配信を通して、若者の居場所づくりに取り組むものである。

2 業務名

若者のサード・プレイス構築等業務

3 業務の概要（詳細：別添「業務仕様書」を参照）

インターネット上にソーシャルメディア系サービス／アプリを利用した、メイン司会者（コーディネーター）とゲストとの対談に視聴者が参加する形態を基本とする、仮想のサード・プレイスの構築に関する以下の業務

なお、下記（5）における検討会議・ワークショップの検討結果等を業務内容に反映させるものであること

- (1) 仮想のサード・プレイスで配信する内容の企画業務
- (2) 仮想のサード・プレイスを定期的に配信する業務
- (3) 仮想のサード・プレイス配信時の投稿への対応はじめセキュリティ確保と安全対策業務
- (4) 本事業に係るインターネット等を使用した広報の制作・配信などの広報業務
- (5) 別途県が設置する本業務に係る検討会議・ワークショップへの出席及び事務局業務の支援業務

4 業務の上限額

1,830,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※なお、実際の契約金額は、委託先の決定後に、見積書を徴取して決定する。

5 業務の期間

契約締結の日から令和5年3月17日（金）まで

6 企画提案の概要

(1) 実施方法

公募とし、下記「8 審査方法及び結果通知」に定める書類審査を踏まえ、最も優れた提案を行ったと認められる者を本業務の受託候補者として選定する。

(2) 企画提案競技への参加資格要件

応募資格を有する者は、応募する時点で、次の要件をすべて満たす者とする。

- ① 当該業務を企画・実施できる十分な執行体制を有していること。
- ② 資金等について十分な管理能力を有していること。
- ③ 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- ⑤ 青森県発注の契約に係る指名停止処分を受けていないこと。
- ⑥ 青森県税、消費税及び地方消費税等の滞納がないこと。
- ⑦ 県内で行う打合せ、検討会議及びワークショップ等に出席できること。

(3) 企画提案競技の提出書類及び提出方法等

① 提出書類及び提出部数

ア 企画提案書（次項により作成すること）：5部

イ 経費見積書：5部

ウ 応募者の概要が分かる資料（会社案内等）：5部

エ 会社については商業登記簿の写し、個人事業主については個人事業の開業届の控えの写し、各種法人や各種組合については登記簿の写し、任意団体については団体規約の写しまたはこれらの事項を証明するものの写し：1部

オ 応募者の直近2期分の貸借対照表及び損益計算書又は同様の内容がわかるもの：1部

カ 上記の提出書類はすべてA4判とする

② 提出期限

令和4年7月13日（水）15時まで【必着】

- ③ 提出方法
持参又は郵送により提出すること
- ④ 提出場所
下記「12 書類の提出及び問い合わせ先」に同じ

7 企画提案書の記載事項

企画提案書には、以下の内容を盛り込むこと。

- (1) 表紙には、「若者のサード・プレイス構築等業務に係る企画提案競技」と記載の上、提案者名（会社名）を記載すること。
- (2) 企画提案書の体裁は、A4版（縦横は問わないが、両者が混在しないこと）、片面印刷、15ページ以内、クリップ留めとすること。
- (3) 次に掲げる事項を含めて作成すること
 - ① 総括的事項
事業に対する基本的な考え 等
 - ② 事業提案
本事業の目的を実現するために利用するソーシャルメディア系サービス／アプリの提示とその理由及び運用システム。
配信内容の構成案（1回分のテーマ及びシナリオ案）
配信時におけるセキュリティ対策及び配信内容に対する投稿に対する体制
広報に関する提案 等
 - ③ 事業スケジュール
年間作業工程（9月から10月までに1回目の配信を開始できる日程とすること）
配信毎の工程表（1配信に係るものを例示） 等
 - ④ 事業実施体制
企画体制
配信体制（配信に当たって使用する場所の仕様及び投稿対応体制を含む）
事務局業務支援体制 等
 - ⑤ 新型コロナウイルス感染症対策
- (4) その他
 - ① 企画提案書は、1者1提案とすること。
 - ② 提出された企画提案書の取扱は以下のとおりとする。
 - ア 提出された企画提案書は、委託先選定審査にのみ使用するものとし、返却しない。
 - イ 著作権は企画提案書提出者に帰属するが、採用された企画提案書の使用権は県に帰属する。

ウ 県は、採用された企画提案書を原案とし、採用された者と協議の上、その一部を変更することができる。

③ 企画提案書の作成及び提出に係る一切の経費については、提出者の負担とする。

8 審査方法及び結果通知

(1) 審査方法については、提出された企画提案書による書面審査とし、最も優れた企画提案を行った者を1者選定する。

(2) 企画提案書の内容について、適宜、補足説明を求める場合がある。

(3) 審査基準

審査項目	審査基準
基本的な考え	孤立し、困難や生きづらさを抱えた若者に対する視点を考慮しているか。
企画内容	業務内容（業務仕様書）を理解した適切なものとなっているか。 適切なソーシャルメディア系サービス/アプリを選定しているか。 構成案には本事業の対象が明確に意識されているか。 セキュリティは適正に確保されているか。 投稿への対応基準や手段が明確であるか。 広報は本事業の対象に届く手段と内容か。
実施体制	業務に合理的かつ適切に対応できる実施体制を整えているか。
スケジュール	全体スケジュールは、無理のないものか。 1配信当たりの制作スケジュールは、無理のないものか。
コスト	業務規模と大きくかけ離れている場合、または、提案内容に対して極端に不自然な点はないか。

(4) 企画提案書の審査結果については、書面審査終了後、速やかに文書で通知する。

なお、審査結果についての質問、異議申し立ては受け付けない。

9 契約手続

最優秀提案者の選考後、速やかに企画提案書等を基に業務仕様等の詳細を協議し、上限額の範囲内で委託契約を締結する。なお、その際には、採用された企画提案の一部変更を指示することがある。

10 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

本業務の内容・仕様等に関する質問は、メールで、下記「12 書類の提出及び問い合わせ先」に提出すること（様式任意）。原則、口頭（電話を含む）による質問は受け付けない。

(2) 受付期限

令和4年7月6日（水）17時まで

(3) 回答方法

質問への回答は、質問者宛てに電子メールで回答する。

（受信後は、受信した旨のメールを必ず送信すること。）

11 業務開始までのスケジュール

令和4年6月29日（水）	募集開始
令和4年7月6日（水）17時まで	質問受付期限
令和4年7月13日（水）15時まで	応募書類 提出期限
令和4年7月末まで	審査結果通知、契約締結

12 書類の提出及び問い合わせ先

〒030-8570 青森市長島1-1-1

青森県環境生活部青少年・男女共同参画課 担当：上野、鈴木

TEL：017-734-9226（直通） FAX：017-734-8050

E-mail：seishonen@pref.aomori.lg.jp

13 その他

- (1) 最優秀提案者には、令和5年度に本事業の予算が採択された場合、業務を委託する可能性がある。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の状況によっては、業務内容の変更、または業務を中止する可能性がある。